

# Hong Kong Tax Alert

25 April 2019  
2019 Issue No. 7



## IRDが研究開発(R&D)支出に関する実務解釈方針(DIPN 55)を発行

内国歳入局(以下「IRD」)が最近発行した100ページに及ぶDIPN 55には、議論された様々な問題に対する25の設例が挙げられており、フィンテック技術やソフトウェアの開発に適用できるR&Dプロジェクトなどが含まれています。

この実務解釈方針では、内国歳入法(以下「IRO」)で最近法規化されたR&D支出に対する通常または拡大損金算入について、以下の詳細な説明やガイダンスを提供しています。

- (i) 拡大損金算入の対象となる「適格R&D活動」と認められるためには、当該プロジェクトが「科学技術の進歩」を図るようなものでなければならない
- (ii) 香港で実施されている「適格R&D活動」における「適格支出」は、R&Dプロジェクトの全体が香港で実施されていなくても、拡大損金算入の対象となる
- (iii) 費用負担契約(CCA)に基づき、グループ会社によって実施されたR&D活動の一部または全部について、その分担する費用は「自社」のR&D支出として認められることが可能
- (iv) 企業のR&D活動によって発生した権利は、通常または拡大損金算入の申請に影響を与えることがなく、他社に名義人として保有させることが可能
- (v) グループの特別目的事業体(SPV)がR&D活動を行い、発生した権利の受益者として、グループ会社からロイヤリティ収入を得ることを目的とする場合には、通常または拡大損金算入の対象となる
- (vi) 海外関連会社へ支払った委託費用は、関連するR&D支出の20%以下で、かつ200万香港ドルを超えていない場合、自社R&D支出とみなされる
- (vii) 従業員及び消耗品に関する支出は拡大損金算入の対象となる

また、DIPN55では、R&D支出の損金算入の根拠を示すために、納税者にどのような詳細なR&D記録が求められるのかを規定していますが、小規模企業については一定の柔軟性が認められています。

DIPN 55で解釈されている新法の条項は複雑ですので、新法及びDIPN 55に記載されている査定実務解釈について、ご相談を希望される場合、税務専門家にご連絡ください。

## 新法の要旨

新法は、R&D費用を「タイプA支出」と「タイプB支出」に分類しています。タイプA支出は100%の通常損金算入の対象となる一方、タイプB支出は拡大損金算入の対象となり、200万香港ドルまでは300%の損金算入を認め、残りの適格R&D費用についても上限を設けず、200%の損金算入を認めています。

「タイプB支出」とは、(i)「香港の指定研究機関」(以下「DLRI」)<sup>1</sup>に対するR&D活動の外部委託支出、(ii)自社の適格R&D活動に関わる従業員及び消耗品に対する支出を指します。

「タイプA支出」は、(i)R&D費用<sup>2</sup>、または(ii)DLRI以外の「R&D機関」<sup>3</sup>への支払いを含む、タイプB支出以外の適格R&D活動におけるR&D費用です。

新法は、2018年4月1日以降に発生した支出に適用されます。

新法の詳細については、以前に発行した弊事務所のタックス・アラートをご参考ください<sup>4</sup>。

下表は、新法における主要な特徴をまとめたものです。

「R&D活動」	「適格R&D活動」 (全体が香港で実施されている場合)	自社	支出	支出タイプ
			人件費と消耗品	タイプB支出
		外部委託	その他のR&D費用(設備や機械の設備投資を含む)	タイプA支出
「R&D活動」	その他「R&D活動」 (香港の内外で実施されている場合)	自社	「香港の指定研究機関」が実施した場合	タイプB支出
		外部委託	R&D費用(設備や機械の設備投資を含む)	タイプA支出
		外部委託	「R&D機関」が実施した場合	タイプA支出

## 実務解釈方針第55号(DIPN 55)

### 拡大損金算入の対象となる適格R&D活動

新法の下で、「適格R&D活動」は、(i)知識の拡張のための自然科学または応用科学の分野におけるR&D活動、(ii)新たな科学的、技術的な知識と理解を獲得するための、独自に計画された調査、または(iii)商業的製造または使用前の、新規または実質的に改良された原材料、装置、製品、工程、システムまたはサービスの生成または導入のための計画やデザインに係る研究成果ないしはその他の知識と定義されています。

- 「香港の指定研究機関」とは、(a)香港の大学や専門学校; または、(b)技術革新委員会の委員が「香港の指定研究機関」として指定した、香港で適格R&D活動を行うその他の研究機関を指します。DLRIの一覧は次のリンクから入手可能です。<https://www.itc.gov.hk/en/dlri/list.htm>
- 下記の「適格R&D」の3項目に加え、「香港の指定研究機関」とは、香港で実施されているかどうかを問わず、(a)香港の大学や専門学校; または、(b)技術革新委員会の委員が「香港の指定研究機関」として指定した、香港で適格R&D活動を行うその他の研究機関を指します。
- 「R&D機関」とは、(i)香港の指定研究機関; (ii)香港の指定研究機関以外の大学や専門学校のことを指します。
- 2018年5月8日及び10月24日に発行した弊事務所のタックスアラート

## 科学技術の進歩の意義

DIPN 55は、「適格R&D活動」の定義を裏付けるものとして、R&Dプロジェクトが科学技術（「科学技術」には人文科学及び社会科学を除き、経済学を含む）の進歩につながっているか否かを挙げています。

科学技術の進歩とは、科学技術の分野における全般的な知識または能力の進歩（企業独自の知識や能力の状態ではない）を意味します。

すなわち、科学技術の分野における全般的な知識または能力とは、容易に利用されたり、その分野で有能な専門家によって推測される知識または能力のことを意味します。科学技術の分野における全般的な知識または能力の進歩を求める研究のみが「適格R&D活動」です。このような研究は当初の目的を達成できず、または完全に実現できない場合があります。

多くの場合、科学的または技術的不確実性は、科学的または技術的に可能性があり、またはそれを実現する方法が存在しているものの、容易に利用できなかったり、その分野で有能な専門家によって推測できない場合があります。このような場合、関連する科学的または技術的不確実性を解決することは、一般に科学または技術の進歩とみなされます。これに対し、その分野で有能な専門家が容易に解決できる場合、科学的または技術的不確実性ではありません。

例えば、電子デバイスでは、個々のコンポーネントまたはチップの特性は決められていますが、全体的な効果を得るために、コンポーネントの組み合わせの最良の方法についての不確実性があります。このような不確実性を解決することは、一般的に科学技術の進歩とみなされます。しかし、確立されたパターンを実現するために、異なるコンポーネント（またはソフトウェアのサブプログラム）の組立て、またはルーチンメソッドに従うことは、科学的な不確実性がほとんど含まれていませんので、適格として認められることは難しいでしょう。

具体的には、DIPN55の設例1で示しているとおり、2社の非関連企業が同性質の適格R&Dプロジェクトを別個に実施する場合、両者とも通常または拡大損金算入の資格があることを示しています。両社のうちの一社が、早い段階で技術突破を達成する場合も当てはまります。

## 「実質的な改良」の意味

上記の「適格R&D活動」に関する定義の(iii)には、新規または実質的に改良された原材料、装置、製品、工程、システムまたはサービスの生成または導入のための計画やデザインに係る研究成果ないしはその他の知識が含まれます。

これについて、DIPN 55においての「実質的に改良（substantially improved）」という表現とは、あるものの科学的または技術的特性を元のものよりも「優れている」レベルまで変更または適応させるという指標を合理的に設けていると述べています。当該改善は、軽微または決まった更新以上でなければなりません。どの程度の進歩で実質的な改善をもたらすかという疑問は、科学技術の分野によって異なり、当該分野で働く優れた専門家による判断が必要になるでしょう。

## 科学技術の進歩に直接貢献する活動のみが「適格R&D活動」とみなされる

DIPN 55では、「適格R&D活動」は科学的または技術的不確実性への解決のための作業開始（不確実性を解決するための計画を含む）を始点とし、その不確実性が解決され、またはその解決作業が中止するときを終点とすると述べています。一般に、「適格R&D活動」は、関連知識がその分野で有能な専門家によって利用できる形で確立したとき、または最終の原材料、装置、製品、工程、システム又はサービスの機能特性を備えたプロトタイプまたはパイロットプラントが生成されたときに終了します。

上述のような始点から終点の間に該当しない他のすべての活動は、「適格R&D活動」になりません。

## R&Dプロジェクトの全体が香港で実施されていないなくても、香港で実施されていた適格R&D活動に対する適格支出は、拡大損金算入の対象となる

上記の「適格R&D活動」の定義を満たすことに加え、新法では、「適格R&D活動」の全体が香港で実施されていることを要求しています。

これについて、DIPN 55では、「全体が香港で実施されている」という要件は、R&Dプロジェクトに関連する活動全体が香港で実施されなければならないわけではありませんと述べています。R&Dプロジェクト活動の一部が香港以外で実施されても、「適格R&D活動」の定義に該当する場合、香港で実施されている活動との関連で発生したR&D支出についても損金算入の対象となります。

**R&D活動に積極的に参加している香港のグループ企業がCCAに基づいて分担する費用は、自社R&D支出としてみなされる可能性がある**

DIPN 55では、香港のグループ企業がCCAに基づいて共同R&D活動の一部または全部を引き受けている場合、当該香港企業がCCAに基づいて負担した費用について、一定の条件を満たせば、当該企業の自社R&D支出として認められると明記しています。

基本的に、企業は次の特定の要件を満たす必要があります。

(i) 本来のR&D活動を実施する上で重要な役割を果たす際に、開発・改良・維持・保護および活用(すなわち、DEMPE)機能を管理する能力、知識および専門知識を有する。すなわち、研究プログラムの確立、進捗状況の管理、コースの終了または変更の決定、プロジェクトの設計、予算編成などの能力を有する独自のR&D要員を抱えている

(ii) R&D活動から生じた権利を他のCCA参加者と共有する

(iii) 各CCA参加者によるR&D活動から生じた権利の耐用年数から得られる全体的な予想利益に比例した費用を分担する

上記の(iii)で定めた条件に関連し、DIPN 55では、企業が負担するR&D支出に対し、CCAに基づいて行われる「チャージイン」または「チャージアウト」という費用負担調整を行う必要があると規定しています。上述の調整を行った後、企業が年間で負担した自社R&D支出の損金算入を確定します。

DIPN 55において、CCAに基づくR&D活動の一部が香港または香港外で実施されている場合、香港で実施しているR&D活動の部分に対して負担した拠出金のみが、拡大損金算入除の対象となると述べています。一方で、香港外で実施されたR&D活動の部分について、その分担金は100%の通常損金算入を認める可能性があります。

企業が発効中のCCAに参加し、「バイイン支払」を通じて過去のCCA活動成果から権利を取得している場合、DIPN 55では当該支払いがR&D活動から生じた権利の取得に対する対価なので、新法の下では損金不算入だと明記しています。逆に、企業がCCAから脱退した時点で、「バイアウト支払」を受け取り、CCAに基づいてその権利を処分した場合、受け取った支払いが関連するR&D支出の損金算入が過去に認められていた範囲において、課税対象とみなされます。

**企業のR&D活動から生じる権利は、他の企業が名義人として保有することが可能**

新法は、R&D活動から生じた権利が当該企業に完全に帰属していない場合、IROのセクション16Bに基づく企業によるR&D支出の損金算入を否認します。

これについて、DIPN 55では、SPVを通じてR&D活動から生じる知的財産権を保有する場合は少なくないと認識しています。SPVがR&D活動を行っている企業の名義人として、上述の権利のみを保持している場合、当該R&D活動から生じた権利は当該企業に完全に帰属するとみなされます。このように、当該企業は当該権利の「経済的所有者」であるから、SPVが名義人として当該権利を保有している場合でも、当該発生したR&D支出は、通常または拡大損金算入として認められます(DIPN 55の設例5参照)。

**R&D活動を実施したSPVが、発生した権利の使用料を他のグループ会社に請求すると、R&D費用は損金算入となる**

新法はまた、他者のために実施しているR&D活動の場合、IROのセクション16Bに基づき、当該R&D支出への損金算入を否定します。その理由は、R&D活動結果の成果にかかわらず、その活動を実施する者が補償を受けることで、その発生したR&D支出はリスクにさらされないためです。したがって、企業がDLRIへ当該企業の貿易、専門サービスまたは事業に関連する適格R&D活動のために支払いを行った場合、当該企業のみがIROのセクション16Bに基づく拡大損金算入の対象となります。当該DLRIでは、当該企業のために実施した適格R&D活動に要した支出について、拡大損金算入の対象とはなりません。その代わりに、そのような支出は、IROのセクション16(1)に基づく通常の損金算入規則に従い、DLRIによって損金算入されます。

それにもかかわらず、DIPN 55の設例6は、SPVがR&D活動の事業体として設立され、そこから生じた権利を受益者として所有することで、当該権利の使用に対して他のグループ会社に使用料を請求することができる事を示しています。このような場合、IRDは当該SPVを権利の「経済的所有者」としてみなし、当該SPVが他人やグループ会社のためにR&D活動を実施しているとはみなしません。このように、当該SPVにおいて、新法に基づき発生したR&D支出は、通常または拡大損金算入の対象となります。

商業上の観点とは別に、設例6のSPVの取り決めは、使用料を受け取る権利が発生する前のR&D支出は損金算入となるため、税務上の欠損金となるという税務上の不利益をもたらします。一方、利益が出てる運営会社によって実施されている場合には、そのR&D支出に対する通常または拡大損金算入は、当該運営会社の利益と相殺するために直ちに使用することが可能です。

### 海外関連会社へ支払った支出が比較的に少額の場合に対する非課税措置

新法では、R&D活動のために支払った委託費用は自社ではなく、外部委託R&D活動とみなされます。このように、支払先が「R&D機関」またはDLRIではない場合、IROのセクション16Bに基づく損金算入を受けることができません。

一部の納税者がR&Dプロジェクトの全体を香港で実施する能力を有していない可能性があるという認識のもと、DIPN 55は非課税措置を提供しています。

この非課税措置の下で、海外関連会社に支払う委託費用がR&D支出総額の20%以下で、かつ、委託費用の総額は200万香港ドルを超えない場合、当該費用は自社タイプA支出とみなされ、100%の通常損金算入の対象となります。

### タイプB支出が拡大損金算入の対象となる

#### 適格R&D活動に直接かつ積極的に従事している従業員に対する支出

新法の下では、企業の貿易、専門サービスまたは事業に関連し、(i) 適格R&D活動に直接かつ積極的に従事する従業員に対する支出、または、(ii) 適格R&D活動に直接使用される消耗品に対する支出のみが、タイプB支出とみなされます。

上述を踏まえ、DIPN 55は、企業との雇用契約を締結している個人だけでなく、雇用関係が存続している次の者は、一般的に企業の従業員として認められます。

- 当該企業が派遣する出向者又は駐在員
- 臨時雇用の専門コンサルタント
- 非常勤R&D人員

ただし、独立したフリーランサーやR&Dに特化した業者が提供する人員は含みません。

DIPN 55は、取締役と従業員の両方の役割を担う者が、適格R&D活動に直接かつ積極的に従事している場合、関連する報酬を配分する必要性を示しています。

DIPN 55は、税の乱用がなく、移転価格ルールの範囲において、取締役の報酬のうち、研究業務に対する独立企業間価格の報酬に相当する部分が、拡大損金算入の対象であるタイプB支出に適格する従業員に対する支出としてみなされると述べています。

DIPN 55はさらに、給与、賃金および退職給付に加え、拡大損金算入の対象となる従業員の費用にも、雇用主が支払った現金支出を構成するその他の給付が含まれることを明確にしています。このような現金支出には、適格R&D活動に関連する専門分野に従事する従業員の社宅費用、医療保険、研修や認証費用、及び関連する海外研修に参加するための航空運賃や出張手当が含まれます。ただし、新株予約権や株式報酬などの株式に基づく報酬について、雇用主にする現金支出がない場合は除外されます。

**適格R&D活動に直接使用される消耗品に対する支出**  
「消耗品」という用語は、新法の下で、使用時に元の形で利用できなくなってしまうように消費または変換される、燃料、電力、水を含む、あらゆる材料または物品を意味すると定義されています。DIPN 55で示された消耗品の設例は以下に含まれます。

- R&D過程において使用されたり、使用不可能な製品に変換される実験用の化学物質
- プロトタイプに組み込まれた、他の目的に使用できなくなった電子部品

ただし、ソフトウェアは消費・変換できないため、該当しません。それにもかかわらず、IROのセクション16Gに基づき、このような支出は取得年度に、完全に損金算入されます。

## DLRIへの支払いは、その支出パターンに関係なく、一般的に拡大損金算入の対象となる

DIPN 55において、特定の租税回避防止条項を前提に、企業は適格R&D活動の全体を香港で実施しているDLRIに対価を支払う場合、拡大損金算入の対象となることを示しています。当該DLRIがすでに適格R&D活動のために支出していたとしても、企業自身が支出していたタイプA支出となります。

にもかかわらず、DIPN55では、適格R&D活動(全体が香港で実施されている場合)を香港以外で実施しているDLRIへ支払った支出は、拡大損金算入の対象にならないと述べています。その代わりに、当該支払いは100%の通常損金算入の対象となります。同様に、DLRIが適格R&Dプロジェクトの一部を香港以外の研究機関に委託する場合、香港で実施されていた適格R&D活動のために支払われた部分のみが、拡大損金算入の対象となります。その残りの支払いが100%の通常損金算入と認められます。

## 政府からの役務提供料は、一般的にR&D支出と相殺される交付金または補助金とみなされない

新法は、政府、公的や地方機関、またはその他の者が直接または間接的に負担するR&D支出の相殺を否定しています。

DIPN 55の設例14は、納税者が環境配慮型ビルを建設するにあたり、政府から受け取った役務対価と適格R&D活動のために負担したR&D支出は相殺する必要がないことを示しています。このように、当該納税者は、関連するR&D支出の総額に基づき、通常または拡大損金算入を請求することができます。

同様に、DIPN 55の設例15では、あるDLRIが政府の委託を受け、適格R&D活動を実施し、そのための役務提供料を受け取っており、当該適格R&D活動から生じた権利が両当事者によって半分ずつ共有される場合、当該R&D支出総額の50%に基づき、通常または拡大損金算入の請求が可能であることを示しています。政府への役務提供に起因するR&D支出総額のうち、その他の50%はIROのセクション16(1)に基づく通常の損金算入の対象となり、すなわち、IROのセクション16Bに基づく拡大損金算入の対象となりません。

上述の2つの設例では、正確な契約条件を前提として、受け取った役務対価は一般的に、納税者が当該役務を実施するもので、直接または間接に負担したR&D支出のものとみなされないと示しています。

## R&D支出の損金算入に関するIRDの質問について

DIPN 55は、査定官がR&D支出の損金算入について、次の質問を出し、企業が分かりやすい言葉での回答を求める場合があることを示しています。

- (a) 対象科学技術の進歩の内容
- (b) R&Dプロジェクトや関連する大規模な実用化プロジェクトの内容
- (c) 進歩の追求について解決する必要があった特定の科学的または技術的不確実性
- (d) 当該プロジェクトは現在の知識をどのように進化させているか
- (e) 対象知識や能力が、その分野で有能な専門家によって容易に推論できなかった理由
- (f) 当該不確実性をいつ克服したか
- (g) 当該プロジェクトのうち、税務上の「R&D活動」または「適格R&D活動」の定義に該当する部分

また、DIPN55では、上記の質問について、査定官が企業のR&D支出に関する損金算入の申立に対する具体的な質問や、企業からの申立に対する質問を共感的かつ協力的に対応することを示しています。

DIPN 55ではまた、小規模な新興企業が請求するR&D支出の損金算入から生じるキャッシュ・フローについて、重大な差異が発生する可能性があることを認識しています。そのため、IRDは小規模な新興企業による拡大損金算入の請求を迅速に処理すると述べています。請求の全部を受理せずに調査が始まった場合、査定官が少なくとも当該請求を部分的に受理できるかどうかについて引き続き検討します。

## 結論

弊事務所は、DIPN 55に規定されている新法に関する詳細な説明と指針、及び新法に基づく請求に関するIRDの査定方針を歓迎します。

DIPN 55で解釈されている新法の条項は複雑ですので、新法及びDIPN 55に記載されている査定実務解釈について、ご相談を希望される場合、税務専門家にご連絡ください。

## Hong Kong office

Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau  
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong  
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

Jim Hunter  
Asia-Pacific Tax Leader  
+852 2849 9338  
jim.hunter@hk.ey.com

Ian McNeill  
Asia-Pacific Financial Services Tax Leader  
+852 2849 9568  
ian.mcneill@hk.ey.com

### Non-financial Services

### Financial Services

David Chan  
Tax Leader for Hong Kong and Macau  
+852 2629 3228  
david.chan@hk.ey.com

Paul Ho  
Tax Leader for Hong Kong  
+852 2849 9564  
paul.ho@hk.ey.com

#### Business Tax Services

#### Business Tax Services

#### Hong Kong Tax Services

Florence Chan  
+852 2849 9228  
florence.chan@hk.ey.com

Sunny Liu  
+852 2846 9883  
sunny.liu@hk.ey.com

Agnes Chan  
+852 2846 9921  
agnes.chan@hk.ey.com

Wilson Cheng  
+852 2846 9066  
wilson.cheng@hk.ey.com

Tracy Ho  
+852 2846 9065  
tracy.ho@hk.ey.com

Chee Weng Lee  
+852 2629 3803  
chee-weng.lee@hk.ey.com

May Leung  
+852 2629 3089  
may.leung@hk.ey.com

Grace Tang  
+852 2846 9889  
grace.tang@hk.ey.com

Karina Wong  
+852 2849 9175  
karina.wong@hk.ey.com

Jo An Yee  
+852 2846 9710  
jo-an.yee@hk.ey.com

#### China Tax Services

#### Global Compliance and Reporting

Ivan Chan  
+852 2629 3828  
ivan.chan@hk.ey.com

Lorraine Cheung  
+852 2849 9356  
lorraine.cheung@hk.ey.com

Becky Lai  
+852 2629 3188  
becky.lai@hk.ey.com

Carol Liu  
+852 2629 3788  
carol.liu@hk.ey.com

Michael Stenske  
+852 2629 3058  
michael.stenske@hk.ey.com

#### Tax Technology and Transformation Services

Albert Lee  
+852 2629 3318  
albert.lee@hk.ey.com

#### International Tax Services

#### International Tax Services

Alice Chan-Loeb  
+852 2629 3882  
alice.chan@hk.ey.com

Cherry Lam  
+852 2849 9563  
cherry-lw.lam@hk.ey.com

Jeroen van Mourik  
+852 2846 9788  
jeroen.van.mourik@hk.ey.com

Aaron Topol  
+852 2675 2980  
aaron.topol@hk.ey.com

James Badenach  
+852 2629 3988  
james.badenach@hk.ey.com

Jacqueline Bennett  
+852 2849 9288  
jacqueline.bennett@hk.ey.com

#### Transfer Pricing Services

#### Transfer Pricing Services

Martin Richter  
+852 2629 3938  
martin.richter@hk.ey.com

Kenny Wei  
+852 2629 3941  
kenny.wei@hk.ey.com

Justin Kyte  
+852 2629 3880  
justin.kyte@hk.ey.com

#### Transaction Tax Services

#### Transaction Tax Services

David Chan  
+852 2629 3228  
david.chan@hk.ey.com

Jane Hui  
+852 2629 3836  
jane.hui@hk.ey.com

Tami Tsang  
+852 2849 9417  
tami.tsang@hk.ey.com

Eric Lam  
+852 2846 9946  
eric-yh.lam@hk.ey.com

Rohit Narula  
+852 2629 3549  
rohit.narula@hk.ey.com

#### Indirect Tax Services

#### People Advisory Services

Andy Leung  
+852 2629 3299  
andy-sy.leung@cn.ey.com

Ami Cheung  
+852 2629 3286  
ami-km.cheung@hk.ey.com

Robin Choi  
+852 2629 3813  
robin.choi@hk.ey.com

Jeff Tang  
+852 2515 4168  
jeff.tk.tang@hk.ey.com

Paul Wen  
+852 2629 3876  
paul.wen@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via [ey.com/privacy](http://ey.com/privacy). For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.

All Rights Reserved.

APAC no. 03008319

ED None.

[ey.com/china](http://ey.com/china)

#### About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

